

埼玉県信用保証協会 御中

## 「モニタリング強化型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

住 所

(申込人) 法人名

代表者名  
又は氏名

## 【誓約事項】

当社(私)は、【申込人及び認定経営革新等支援機関が実施する内容】を理解したうえで、次に掲げる内容を誓約します。

- 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うこと。
- 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社(私)が補助相当額を負担すること。  
(注)「モニタリング強化型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.22%~0.95%に相当する額が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

## 【情報提供の同意】

モニタリング強化型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社(私)の情報を、以下に掲げる利用目的のために、信用保証協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	申込金融機関、融資実行年月、財務状況
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

※ 事業者名は経済産業省に提供されません。

## 【資格要件】

確認	項目				
<input type="checkbox"/>	・認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面(本書面)を提出していること。				
	上記の認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、以下に該当するものに限る。 ・申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である。				
	<table><tr><td>総借入金残高【Ⅰ】</td><td>プロパー融資残高【Ⅱ】</td></tr><tr><td>千円</td><td>千円</td></tr></table>	総借入金残高【Ⅰ】	プロパー融資残高【Ⅱ】	千円	千円
総借入金残高【Ⅰ】	プロパー融資残高【Ⅱ】				
千円	千円				
	<table><tr><td>プロパー融資残高【Ⅱ】／総借入金残高【Ⅰ】</td></tr><tr><td>% ≥50%</td></tr></table>	プロパー融資残高【Ⅱ】／総借入金残高【Ⅰ】	% ≥50%		
プロパー融資残高【Ⅱ】／総借入金残高【Ⅰ】					
% ≥50%					

※1 「プロパー融資」とは信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

※2 「総借入金残高」及び「プロパー融資残高」は原則として本誓約書作成日時点における事業資金に限ります。

※3 「総借入金残高」及び「プロパー融資残高」は各金融機関の定めによる与信額(個別貸付のみ場合は個別貸付残高、極度貸付(当座貸越等)のみ場合は極度貸付額、両者が存在する場合は個別貸付残高と極度貸付額を足した額)をご記入下さい。

## 【確認状況記載欄】

本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		( )	

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【申込人及び認定経営革新等支援機関が実施する内容】

①申込人及び認定経営革新等支援機関は連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握(以下「月次管理」という。)すること。

月次管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付実行日の属する月から、当該月が属する事業年度を起点として、5事業年度目の決算月までが月次管理の対象となります。</li> <li>・毎月の月次管理は原則として、対象となる月の翌月末までに実施してください。</li> </ul> <p>(例) 3月決算の事業者が令和8年5月に本制度による保証付き融資を受けた場合 令和8年5月から令和13年3月までが月次管理の対象期間となります。 初回は令和8年5月分を令和8年6月末までに、最終回は令和13年3月分を令和13年4月末までに実施してください。</p>
備考	毎月の月次管理にあたっては、本制度所定の様式「月次管理表(参考)」をご活用ください。なお、同様式は一例であり、申込人の状況に応じて別途任意の様式をご活用いただいても差し支えありませんが、内容については「月次管理表(参考)」の項目を満たすようご注意ください。

②申込人及び認定経営革新等支援機関は連携し、上記①の月次管理の対象となる期間内において、下記の報告基準のいずれかに該当した場合、本制度所定の様式「経営状況の変化に関する報告書」を作成すること。  
また、申込人は金融機関及び信用保証協会に対して本報告書を提出すること。

報告基準	<p>(1) 今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき (2) 上記(1)に該当しないが、経営状況の変化に関する報告を行うことが必要と判断したとき※</p> <p>※「主要取引先の経営状況の悪化や取引条件の変更により、収益性が大幅に低下している」、「社内人材の退職により、営業力や技術力等に課題が生じる可能性がある」など、財務情報・非財務情報等により経営状況の変化が確認できる場合を想定しています。</p>
報告方法	「経営状況の変化に関する報告書」を作成し、金融機関に対し、金融機関が指定する方法によりご報告ください。(信用保証協会には金融機関を通じて報告されます。)
報告後の対応	本報告後においては、原則として、申込人、認定経営革新等支援機関、金融機関及び信用保証協会による対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有してください。
備考	本報告書と併せて直近決算書をご提出ください。なお、上記の報告基準(1)に該当する場合は、加えて資金繰りの見込みを明らかにする書類(資金繰り表等)をご提出ください。

③申込人及び認定経営革新等支援機関は連携し、上記①の月次管理の対象となる期間内において、年に1回、本制度所定の様式「モニタリング報告書」を作成すること。  
また、申込人は金融機関及び信用保証協会に対して、本報告書を提出すること。

報告方法	「モニタリング報告書」を作成し、金融機関に対し、金融機関が指定する方法によりご報告ください。(信用保証協会には金融機関を通じて報告されます。)
報告期限	決算期が4月～9月の法人は12月中に、10月～3月の法人及び個人事業主は6月中にご報告ください。 なお、初年度分の報告は翌年度分の報告時にまとめてご報告ください。

※認定経営革新等支援機関が行う支援の内容について、実務上留意すべき事項等を取りまとめた参考資料「【認定経営革新等支援機関向け】モニタリング強化型特別保証制度のモニタリングについて」が中小企業庁ホームページにて公表されておりますので、そちらもご参照ください。

【認定経営革新等支援機関記入欄】

- ・当社(私)は、【申込人及び認定経営革新等支援機関が実施する内容】を理解したうえで、取り組むことを誓約します。
- ・また、以下に掲げる当社(私)の情報を、以下に掲げる利用目的のために、信用保証協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

年 月 日

住 所  
法 人 名  
(認定経営革新等支援機関) 代表者名  
又は氏名  
連 絡 先  
担 当 印

認定経営革新等支援機関ID	認定経営革新等支援機関種別(該当項目※に○印)
	1. 税理士・公認会計士(法人含む) 2. 中小企業診断士 3. 金融機関 4. その他

※複数項目に該当する場合は若い番号を優先してご選択ください。